

第82回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和3年11月1日(月) 午後13時30分～午後15時50分

(2) 場所 杉妻会館 3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、今野泰、新城希子、高畠亮、富樫健一、藤健太

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課副課長兼主任主査、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主任主査、森林計画課主幹、磐城農業高等学校、医療人材対策室、南会津建設事務所、病院局病院経営課、原子力安全対策課

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和3年4月～8月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和3年6月～9月分)

ウ 令和3・4年度工事等請負有資格業者の第1回追加登録について

(2) 審議事項

ア 地域の守り手育成方式(試行)の検証項目について(案)

イ 資本関係・人的関係にある企業の取扱いについて(案)

ウ 抽出事案について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第82回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議時間の短縮に向けて前回に引き続き資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、説明や発言等もマスク着用、着座にて行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、島田委員につきましては、所用により欠席となっております。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が3件、審議事項が3件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和3年4月～8月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。報告事項のイ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和3年6月～9月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」より説明）

【森林計画課主幹】

（「資料2」より説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（「資料2」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に進みます。

報告事項ウ「令和3・4年度工事等請負有資格業者の第1回追加登録について」です。
事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に審議事項に移ります。

審議事項ア「地域の守り手育成型方式（試行）の検証項目について」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。今日、皆さんに御意見をいただきたいのは、資料4の検証項目、7つあげられていますけれどもその中身について、あるいはそれ以外の、こういうような視点、項目で検証されたら良いのではないかというようなこと。3頁以降はめばしい項目について、今までのところを検証していただいたということでございます。

何か御意見ご質問ございましたらお願いします。

【高島委員】

1頁、目的・主旨でスタートしていますが、検証の第一義は目標が達成されているかだと思います。

「5 品質確保」の項目が良いのかは少し疑問ですが、指名競争は基本的に品質確保の観点から言えば会社の実績と信用だと思います。だとすると、技術力の評価という項目は必要だと思うので、どこかにもってきていただけるといいと思います。

参考資料の6頁、7頁の一覧表にアンケートの結果が載っていますけれども、「手持ち工事量が多い」や「配置予定技術者の確保ができない」というものが多いような気がしました。地域の守り手育成型方式で発注する際の大前提の観点が、手持ち工事量を勘案

して指名するとの話でした。にもかかわらず、アンケートの結果をみると、この部分の理由が多くなっていますので、この部分の検証も必要になると思います。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。今の御意見に対して何かコメントございますか。

【入札監理課長】

高島委員のおっしゃるとおりだと思います。

今回のこの資料ですが、たたき台ということで作っております。ですので、委員の皆様方がこういった項目も必要ではないか等と何かお考えがございましたら、メール等で事務局にお伝えください。

さらに、これは発注者側の意見をまだ聞いておりません。また、入札執行権者である各出納機関の意見も聞いておりませんので、その辺の意見も踏まえなくてはなりません。それから、アンケートも制度を試行したばかりの頃のデータでございますので、悪いことは書かれておりません。試行から1年過ぎておりますので、もう少し検証時期がくれば、辛辣なアンケート結果になるかと思えます。そういった意見も見ながら考えていかなければならないと事務局では考えております。

【新城委員】

今おっしゃったとおり、県側で検証する項目と制度を使っている業者側の問題点では違うものもでてくるだろうなと感じておりました。

今は、検証項目を検証するということでよろしいですね。

まずはやはり、一番大切なのは目標が達成されているかの検証だと思いますけれども、今おっしゃられた技術力の評価ということを私は全然できませんので、誰が検証するのとかかそういうことも課題になってくるのではないかなと思います。いろいろな立場とか視点からよろしくお願ひしたいと思えます。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

この資料3頁目記載の一番上、入札結果等の認定業者数ですけれども、ここの業者数が10以下のものは、管内及び発注種別で13あります。これは、今のルールの基では地域の守り手を適用できないということですね。

【入札監理課長】

今の要綱上では、概ね12者以上で実施することとしております。概ねですので、11者であれば運用しており、10者以下は適用しておりません。

制度設計上は概ね12者に満たないところについては、地域の守り手育成型方式の指名競争入札は実施できません。その場合は、総合評価方式の地域密着型で実施する流れになっております。

【伊藤（宏）委員長】

この認定業者というのは、業者が地域の守り手育成型方式の指名競争入札にエントリーしますと申し込んで、認定されたということですよね。これは、入札可能業者ではないですよね。入札可能業者より認定業者のほうがかなり少ないのでしょうか。つまり、13の区分が今のルールでは10者以下しかいないということですが、一般競争入札に参加できる業者数というのはかなりの数になっているという理解でよろしいでしょうか。

【入札監理課長】

一般競争入札の例えば電気設備工事であれば、そもそも地域では50者程度集まらないため、金額にかかわらず県内全域という地域要件にしておりますので、地元の業者が落札できないという不満の声は聞こえてきます。

【伊藤（宏）委員長】

業者数を少なくして指名するか、あるいは地域の管内を広げるか、どちらかをやらないとこの13の区分については地域の守り手育成型方式の適用はできないということですね。

【新城委員】

そもそもこの12者以上になったというのはなぜでしょうか。地域や金額等で検討は行ったのでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

概ね12者と決めた理由を事務局は説明してください。

【入札監理課長】

そもそも、業務委託につきましては、指名競争入札で行ってきております。この業務委託は県の内規にはなりますが、要綱において1億円未満においては9者以上、1億円以上で15者以上というルールを定めております。

今回この地域の守り手が概ね12者になったのは、そもそも9者以上というのがベースにあります。工事の場合、恣意性を排除するという視点が大事でもありますので指名業者選考において2段階評価を行っております。最終的には9者以上にする必要がありますが、まず概ね12者選んでから二次審査を経て最終的には9者以上にしましょうというルールにしております。談合防止の観点から2段階審査にするという経緯があり、9者よりも2～3者多く選定し、数者落とし、9者以上にするという制度設計にしております。

【伊藤（宏）委員長】

大きく分けて2つ目的があります。地域密着でやっている業者に一定の受注機会を与えましょうというのが1つ。それが本当にできているかどうか。もう一つは、そうは言

っても、競争性や透明性、品質確保というものはしっかりやらなければならない。相反するわけではないけれど2つ目的があって、どちらかに偏るともう片方が手薄になってしまうのかなという気がします。業者数を絞れば当然競争性が損なわれる可能性がある、あるいは、少ない業者でもよいということにすれば地域に密着の企業が指名されて受注する可能性があるということ。それはバランスの問題だと思うのですけれども、そもそも指名競争入札を導入しようという話になったときに、競争性ということからだけ言えば、当然、条件付一般競争入札のほうが競争性は高いということにはなるのですけれども、地元の地域密着の業者は維持、育成させなければならないという観点から地域密着型のこういうものがでてきたわけです。

競争性、品質確保というのは当然最低限守らねばならないけれども、それをあまりきちぎちにやると、この制度の良さというものが失われてしまうということなので、今回の検証を通じてどの辺のバランスがいいのかということがある程度つかめればいいのかという印象をもっております。

【高島委員】

今委員長から話があったとおり、指名競争を入れて地域を広げていけばどうしても地域の守り手という主題から離れてしまう。せっかく指名競争を入れたのだから、業者数が多い地域と少ない地域があるのに、県内一律でいいのかという部分は検証してつきつめていかないと、まさにこのテーマからずれてしまう、何のために始めたのだということになってしまいます。

【伊藤（宏）委員長】

特に福島、郡山、いわきのようにある程度一定の規模がある都市ではなくて、地方に行けば行くほど地域の守り手を維持しなければならない必要性が高くなります。そういう意味では今言われたとおり、一律にルールを当てはめればよいのかというところはありますので、その辺を念頭に置きながら検証をしていただければと思います。

他いかがでしょうか。

それでは、今の意見も踏まえて、後、12月2日の建設業関係団体のヒアリングにおいて、感想や御意見を伺うこともできます。

それでは次に進みます。審議事項イ「資本関係・人的関係にある企業の取扱いについて」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

前回、高島委員からご指摘がございましたけれども、平成18年1月から18年度まではこのようなルールでやっていたと。それ以降はそのルールがなくなっていたと。そ

れ以降はそもそも指名競争入札自体行っていないくて、少し復活した時期はあったけれどもということだったわけですね。

他の地域や県等は、やっている県もあれば、そうでないという県もある状況でございますということが資料に書いてございます。

結論として、発注者側が指名する、いわゆる指名競争入札の場合は、いってみれば発注者に責任があるわけで、しっかり調べて（行う）と。ただ、もしも結果的に、親子関係等だとわかったときは無効にしない、なぜならば発注者が指名しているわけですから、それにもかかわらず後で無効にするというのは責任を転嫁することになるからということですね。それと、一般競争入札については、基本的にはあまり発注者側が介入しないということで、そういった制限は設けないというのが今回の提案でございます。

何か御質問、御意見ございましたらお願いします。

【高島委員】

まず、速やかな御提案ありがとうございます。

今、御説明があったとおり、17年度の規定を復活させたいとお話がありまして、対応方針の5行目にも「平成17年1月の規定のとおり」とあります。一段戻って、経緯の1（1）の1）の一番上、「指名することは行わないものとする」とあります。対応方針案2行目「指名しないことを原則とする」とあります。規定を復活させるのであれば、原則ということは場合によっては認めるともとれますので、前と同じように「行わないものとする」とか「指名しない」とかの方が良いのではないのでしょうか。

【入札監理課主幹】

この表現につきまして、悩んだところでございますが、平成17年1月の取扱いと同じ規定でございますので、「行わないものとする」という表現にしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

そちらの方がよいと思います。

ただし、後でわかったときは無効ではないよということですね。

上場企業でしたらある程度調べることは容易なのですけれども、上場企業ではほとんどないですから、県側、発注者側が調べるということがなかなか難しいという部分があると思いますので、そのように指名しないようにするのですけれども、万が一そういったことが後で判明した時には、無効にはしませんよ、とこういった規定でございます。

【高島委員】

経緯が一番上にでていますが、（2）（3）になると、いきなり平成19年度から取り扱い規定なしとありますけれども、そうしますとこの間に、例えば何らかの委員会とか会議において、こういう規定は盛り込まないというはっきりした話し合い等がなされたのであれば教えてください。

【入札監理課主幹】

まず、17年度の整理された資料は確認できました。また、18年度の公告、抽出事案の説明資料の中に「親子会社等は同時に入札できない」というものは確認できました。

19年度の制度設計におきまして、議事録等々は内容を見ていったのですが、その部分について確認することができませんでした。

【伊藤（宏）委員長】

指名競争入札を辞めたのは何年何月からですか。

【入札監理課主幹】

19年度の下半期からになります。

【伊藤（宏）委員長】

その辺のところは原因時期だったと思いますね。

【小堀委員】

対応方針に17年の規定を踏襲とのことですが、そうすると親子会社等の基準についても17年1月のものを再採用するというところでよろしいでしょうか。

【入札監理課主幹】

結論はそのとおりでございます。根拠としましては国土交通省の規定を参考にしておりまして、現在も国土交通省で採用しておりますので、それにのっとった形で行いたいと考えております。

【小堀委員】

先ほど御説明いただいた中で、役員の表現のところ、いわゆる執行役員というよりは取締役員をされている方という整理で、運用上の解釈とのことですが、それぞれ県や発注者の方がどういう判断をした方がよいのか迷われるような、少し幅のある解釈なのかなと思われましたので、明確にされた方がよいと思います。

【入札監理課主幹】

国土交通省の規定を参考にして、整理をする予定でございます。

【伊藤（宏）委員長】

他よろしいでしょうか。

ここで、換気を兼ねて5分程度休憩とさせていただきます。

～ 換 気 ～

【伊藤（宏）委員長】

それでは再開いたします。

審議事項ウ「抽出案件について」です。テーマは「プロポーザル方式等により契約した案件」です。まず、事務局から「プロポーザル方式等について」説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料6」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明ありましたとおり、今回こういった抽出案件を選んだ目的が、裏面3にありますように、福島県発注の業務のプロポーザル方式、コンペ方式については、発注者によってルールが異なると監査委員から指摘を受けて、県全体を包括するような統一的なルールを作らなければならないというわけですね。そのルールについてはこの委員会マターでもあるということで、入札監理課を中心に新しい統一的なルールを作っていたらいい、それについて我々も来年審議をする、こういう運びになっております。

今のご説明につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、審議に入ります。工事等に係るプロポーザル方式について3件、工事等を除く業務のプロポーザル方式、コンペ方式から1件ずつ、それぞれ説明をいただきます。抽出された委員からの抽出理由の説明をお願いします。伊藤洋子委員、小堀委員の順番で説明をお願いします。

【伊藤（洋）委員】

案件番号1、整理番号2の磐城農業高等学校の太陽光型植物工場建築工事を抽出しました。整理番号1の相馬農業高等学校も同じような工事がありましたが、磐城農業高校の案件の方が契約金額が約2.5倍高かったので、その理由を知りたいと思います。平米数でいっても、相馬農業高校は280㎡、磐城農業高校が200㎡であることから、平米数も小さいにもかかわらず金額が高いのは、新規工事と既存内部設備建築の相違なのでしょうか。

次に、案件番号2、整理番号5の医療人材対策室の助産師養成施設基本設計・実施設計委託業務の案件です。これは、募集要領に総工事費11.5億円とありますが、本業務委託に係る参加業務規模金額が不明だったということで、業者は入札価格の算定を何でしているのか、他の案件については、公募の際に参加業務規模金額が示されているので、その理由を知りたいため選びました。

続いて、案件番号5、原子力安全対策課の廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務です。これは10年前の原発事故を私、相馬におりますので身近に体験したため選ばせていただきました。広報紙の制作にあたり、実際に現場を取材することも含めた委託なのか、また東京電力側の出された資料に基づいての広報紙を作成しているのか、裏付けという点での確認をなされているのかという点についてお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【小堀委員】

私は案件番号2、3、4を抽出させていただきました。

まず、案件番号2、整理番号5の医療人材対策室の案件でございます。抽出案件一覧の中で技術提案書の提出者が18者と最も多い案件でした。また、このプロポーザル方式の契約の流れというものが、全体を理解しきれておりませんでしたので、一番提案書の多い案件をベースに、基本的なプロポーザル方式の契約の仕組みであったり、選出プロセスの流れであったりを確認したいと思って選定させていただきました。また、抽出案件全体を概観した中で、地域要件というところで、県外や県内、管内、同一市町村内、隣接複数管内といった違いがみられましたので、どういうときにはこういった地域要件を設定するのか等、それを含めた基本的な仕組みやルールを確認したいということで抽出させていただきました。

2つめが案件番号3、整理番号8道路改築事業CM業務委託です。こちらは提案書の提出が1者だけだったこと、その中でも契約金額が1番高い案件でした。そのため、本件業務を基にして、技術提案書の提出が1者のみであった場合における提出プロセスのルールを確認したいという主旨で選ばせていただきました。

続いて案件番号4、宮下病院建替え基本計画策定業務です。業務名を見比べた中で多様な提案がなされただろうと推察しました。多様な提案の中から最適な提案者を選定するプロセスとはどういう流れなのかということを確認したいという主旨で選ばせていただきました。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。それでは案件番号1、磐城農業高等学校の案件について説明をお願いします。

【磐城農業高等学校】

（「資料6-1」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤（洋）委員】

相馬農業高等学校の案件との違いを知りたいということで選ばせていただいております。

【磐城農業高等学校】

名前が植物工場ということで同じなのですが、建物の構造と中の設備が異なります。一方はビニールのパイプハウスに対して本校の場合は鉄骨造の強化ガラスの温室となっております。また、栽培設備につきましても、基本的にはすべて全自動で環境制御を行

える施設ということと、例えば設備の一つとして細霧冷房等の設備の違いがございますので、そういったもので金額等に違いがでていると思われま

【小堀委員】

他ともからんでしまうかもしれませんが、整理番号1と2の比較をしながら私も抽出させていただきまして、その中で気になったことがございまして、整理番号1の方が審査員の方が3名で整理番号2の方が審査委員の数が4名という違いがございました。こういったケースのときは3名、この場合は4名といった何かルールがあるのでしょうか。

それと、整理番号1の方が2期工事とついていました。このような場合、プロセスにおいて何か及ぼす影響があれば確認をしたいと思っております。

【入札監理課主幹兼副課長】

制度全般に関することなので、入札監理課の方から申し上げます。先ほどの審査員の数の方は、現在定めている工事関係におけるプロポーザル方式の要領で4名～6名としております。基本はその学校や施設に係る工事の発注者の方で4名～6名、内容によって外部の委員を設けることができます。磐城農業高等学校の方は外部の委員を設けています。相馬農業高等学校については3名と少ないので、要領を参考にした形での発注だったと思われま

す。基本は4名～6名、必要に応じて外部の委員を設けることができ、外部の委員の方も場合によっては委員長に選考されるような大きい案件についてはそういった選定の仕方をしてい

【高島委員】

今の説明で、「高度な知識が必要で他部局から」とおっしゃっていた気がしますが、今回の抽出事案の中では外部や国土交通省の方とかがいるようですが、割り振りは案件の内容によって変わるので

【入札監理課主幹兼副課長】

そのとおりです。

【新城委員】

審査結果なのですけれども、評点合計1126点となっております。募集要領を拝見しますと、満点は300点なのかと思っていたのですが、先ほど、7割を超えたのでという発言もございましたけれどもどのように見ればよろしいのですか。

【磐城農業高等学校】

一人300点満点で4名審査者がおります。

【新城委員】

そうすると、満点は1200点で、1126点を獲得されたということですね。
ちなみに、この会社は施工計画は何点だったのでしょうか。

【磐城農業高等学校】

実績として挙げられたのは4件でした。

【新城委員】

4件でも30点になりますね。

【伊藤（宏）委員長】

資料6-2の右側をみると入札参加者数が全て1となっていますが、プロポーザルやコンペというのはいろいろな提案の中からどの提案がいいのかと選ぶところがいいところですよ。にもかかわらず、すべて1というのはどういうことなのでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

基本的に高度な技術等を要し、県で実質行ったことがないというところで、例えば今説明のあった磐城農業高等学校のところは参考見積を2者からとっていますが、その2つの提案の中で県としてはこういうものがほしいと提案課題を一定程度精査、指定した時に結果として、参考見積は2者とったけれども1者の応募しかなかったということが予想されます。

【伊藤（宏）委員長】

参考見積を2件とったうちの1者が全て選ばれているということでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

磐城農業高等学校の案件についてはそういった事例になると思います。これから説明のあるCM業務については、多くの企業が一定程度できると思いますが、この業務は震災以降に県の技術職の不足を補うために行っているもので、一つの業務を落札すると業務量等を考慮し、次の業務は取りづらくなるのかなと予想されます。

【入札監理課】

資料6-2の右側入札参加者数については、最終的には随意契約になりますので、見積書を提出した相手方が1者になるということで1と表示しております。

実際に提案書をだしているのは複数者ございます。これから説明がありますが、医療人材対策室の案件では10数者からの提案があるなかで1次選定、2次選定を経て1者になり、そこから見積書を提出していただくということになります。

【伊藤（宏）委員長】

きまった業者が1者ということですね。

【入札監理課主幹兼副課長】

失礼いたしました。

【伊藤委員長】

その他なにかございますでしょうか。

それでは次にまいります。案件番号2、医療人材対策室の案件について説明してください。

【医療人材対策室】

(「資料6-1」より説明)

【伊藤(宏)委員長】

ありがとうございます。ただ今の説明に関してご質問がありましたらお願いします。

【小堀委員】

抽出理由の際にも説明させていただきましたが、仕組みのお話になるかと思いますが、隣接複数管内という地域要件を設定されています。県立施設であれば県内という地域要件でもいいのかなと率直に思いました。地域要件を県内と設定するのか、隣接管内、もしくは管内と設定するのか、そのルールはどのようになっているのでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

地域要件につきましては、特にルール化はしておりません。要領等での定めはありませんが、実際の工事等の条件付一般競争入札において工事の金額で地域を指定したりということをしております。また、公募型プロポーザル方式を発注する際には専門家の意見を聞くというところがございますので、そういった中でこういった提案を求めたいというときにどの辺まで広げれば有効な業者がいらっしゃるのかというところはあるかなと思います。

【小堀委員】

聞く専門家の方というのは県の顧問の方がいらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

総合評価方式で国土交通省、河川国道事務所等の中で何人か大学の先生等の専門家を選定しております。それを参考に意見を伺うというのが一般的でございます。

【伊藤（宏）委員長】

24頁に審査委員会というのがございます。審査委員会を設置し、審査委員を公表するというやり方をおとりですね。公表することの意味はなんですか。なぜ公表されているのでしょうか。

もう一点は、先ほどの磐城農業高等学校の案件では点数化するやり方をとっていましたが、この案件は点数化というやり方をとったのでしょうか。

【医療人材対策室】

一つ目の公表についてですが、実施要領において結果について業者に通知し、ホームページでも公表しております。そのうえで、「19技術提案書の取扱い」⑥ですべて公表するとしております。ヒアリングを行っているのは6者になりますので、その会社については名前も公表して、それ以外の業者については名前は公表しておりません。

2つ目の評点の仕方のところですが、一次審査、二次審査と進めておりまして、一次審査については、提案課題の5項目については5段階評価を行っております。それによって点数付けを行って上位6者を選定しております。そのうえでこの6者にヒアリングを行い、上位2者について各委員から投票いただいて決めております。簡単に点数付けをしてしまうと、1点や2点で大きく決まってしまうということもどうなのかということで、総合的に委員と話し合い、審議を踏まえながら投票ということで決めました。

【伊藤（宏）委員長】

なぜ公表の話聞いたかということ、公表をすると業者からの働きかけがある可能性は排除できないですね。

【土木部次長】

委員の名前を先に公表する理由は、23頁の「14失格情報」⑦にございます。プロポーザル方式に参加する者が、不用意に委員と知らずに委員と接触してしまった場合を排除するために、この方は委員ですよ、委員とわかっていながら委員に接触すれば失格になりますよという条件を付してございます。

本県ではございませんが、業者が委員に接触する場合は全国的にはございます。その場合は、委員がこの業者は私のところに接触がございましたということをおっしゃられた結果、参加した業者が失格になるということがございます。それを防ぐために委員の名前を公表しているということでございます。

【伊藤（宏）委員長】

委員を公表した方がよいのか、公表しない方がよいのかというのは、両方ともメリット、デメリットがありますね。例えば我々の分野でいうと、ある雑誌に投稿したときに、審査員はブラインドです。誰が審査したかわからないようにして、公正な評価をするというのが一般的なやり方で、誰が評価するということがわかってしまうと、何らかの形で働きかけがあるので、ブラインドで行っています。

そのことと今おっしゃったような公表して、接触しないでねというふうに予防線を張っておくということもある。多分、今後統一的なルールを作るときにこの点も悩みどころなのかなと思います。

それと点数化の話聞いたのは、定性要因の定量化という難しい問題で、何らかの形で点数化しないといけないというのがありますが、例えば複数の人間で評価したときに、合計点や平均点でやると恣意的に高い点数や低い点数をつける人が中にいたりすることがある。それなりの人数がそろったときには上下切って真ん中の点数だけを有効にするというやり方もあって、その辺も含めてどこまで規定で作り込むのか、わかっていませんがそういったいろいろなやり方があるのかなということでお聞きしました。

他いかがでございましょうか。

【市岡委員】

私はここに挙げた件の一つに実は関わっておりましたが、プロポーザルで決める内容によって審査方法はいろいろあることを、常々審査を引き受ける度に思っております。点数化で評価する場合もあれば、点数化に頼らず話し合いを通じて審査委員の合意を得たうえで決定をする場合もありますので、オープンにできない部分の公平性を意識しながら審査しています。第三者から見ればブラックボックス的に思われるところを明快にした方が良くとのことでルール化を目指されるのでしょうけれども、ルール化したことによって、点数化した評価では浮かばれにくい良案が選ばれなくなる可能性も感じます。すべてを統一化するのではなく、この場合だったらこういうことが許されるといった、ゆとりを持った形で要綱等は作成された方がよろしいかと思えます。

【伊藤（宏）委員長】

今おっしゃられたとおりで、例えば大きな工事、私が郡山の入札監視委員会を前にしていたときの案件で、開成山公園の球場とその周りの整備をコンペ方式で行っていました。そういうものと、チラシや広報紙を作るとか、CMを作ってもらおうということでは、統一のルールでくくれるかということかなり難しい話だと思うのです。ですから、監査委員からこういう指摘があったというのは真摯に受け止めなければならないのかもしれないけれども、やっぱり金額であるとか、どういうものであるかによってルールが変わったり、それなりに裁量性を持たせるということがないと、何十億の工事と数百万のチラシの作成とを同じやり方でくくるのは難しいのかなと思います。

こういう事情を含めて統一的なルールを作らなかったという経過があるのかもしれませんが、こういった意見を含めて課の中で議論していただきたく思います。

時間もありますので次に進めさせていただきます。案件番号3、南会津建設事務所の案件について説明してください。

【南会津建設事務所】

（「資料6-1」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か質問等ございましたらお願いいたします。

【小堀委員】

参加者が1者だけのときは7割ルールのようなもの、点数化して7割を超えていれば採用するということがこの案件についても適用されているという理解でよろしいでしょうか。

【南会津建設事務所】

採用の判断につきましては、何点以上ということではございません。資格要件や提案書類の内容を判断いたしまして、点数はつけますが、そこで問題ないと判断した場合は二次審査の対象とするとしております。

【高島委員】

CM業務であればもう少し参加業者が多くてもいいのではないかと思ったのですが、随意契約の理由のところで「高度な技術力を必要とされる」とあるので、難易度が高い案件なのかなと思いましたが、46頁のプロポーザル審査委員会で、一次審査が去年の2月28日、二次審査が3月3日ヒアリングとなっております。中3日です。去年は閏年ですから29日がありますけれど、土曜日です。3月1日の日曜を入れるとヒアリングまでは平日、3月2日の1日間しかない。非常にタイトな印象を受けました。ほかの案件についても見ましたが案件1と2はそれぞれ書類提出からヒアリングまで1か月と4か月あって、それに比べて中3日というのはどういったことでスケジュールを組まれているのでしょうか。

【南会津建設事務所】

対象者が1者であったということを勘案いたしまして、予定よりその期間を短縮させていただいたということでございます。

【伊藤（宏）委員長】

もう少し参加者数がいれば長い期間を設定したのかなと推測はできますけれども。

【小堀委員】

総合的に評価をしたときに、この1者で申し訳ないけれどもだめだという時にはもう一度プロポーザルをやり直すプロセスになるのでしょうか。

【南会津建設事務所】

おっしゃるとおり、仮に今回参加の業者が適切ではないと判断した場合は、改めて募集しなおすというプロセスになるかと思えます。

【伊藤（宏）委員長】

それでは次にまいります。

工事等を除く業務のプロポーザル方式、コンペ方式の説明でございます。
案件番号4、病院経営課のプロポーザル方式について説明してください。

【病院経営課】

（「資料6-1」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして御質問ありましたらお願いします。

【小堀委員】

56頁の審査票のフォーマットにつきまして、これはこういったものが元々あるものなのか、それともこの案件に適するよう発注者側でお作りになられたのでしょうか。

【病院経営課】

フォーマットがあるわけではなく、同様にこれまでやってきた県立病院の事業を参考にしまして、作成いたしました。

【高島委員】

ここまでの案件につきましては、たまたまかかもしれませんが、一次審査は書面審査、二次審査はプレゼンでした。複数者の申し込みがあって、一回でプレゼンというのは普通の手法なのでしょうか。

【病院経営課】

これまで、同様の病院の計画策定につきましては、このような形をとっておりました。

【新城委員】

56頁の審査票を拝見いたしました。せめて、合計点数だけでも教えていただけないでしょうか。

【病院経営課】

300点満点で最優秀業者が254点、次点が191点で、63点の差がございました。

【伊藤（宏）委員長】

よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。最後の案件でございます。案件番号5、原子力安全対策課のコンペ方式について説明してください。

【原子力安全対策課】

（「資料6-1」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。ただ今の件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【伊藤（洋）委員】

私は相馬市に住んでいますが、この広報紙を初めて見ます。ただ今の説明ですと各市町村に配布されているということなのですが、相馬市にも配布しているのでしょうか。

【原子力安全対策課】

13市町村に配布させていただいておりますが、その中で相馬市は該当しておりません。ですので、伊藤委員の（お住まいの）方に配布をしていないというのが現況でございます。

【伊藤（洋）委員】

これは令和3年度の契約ということですよ。ここにあるのは令和2年度のものもありますが、毎回このような形で契約されているということでしょうか。

【原子力安全対策課】

皆様にお示しているのは令和2年度の仕様や結果になってございます。

この事業につきましては、前年度の改善を含めて毎年度コンペ方式により発注している状況でございます。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、抽出案件全体について、質問等があればお願いします。

今日のご質問やご説明をうかがって、どのレベルでのルールを統一するのかというのは、なかなか難しい作業だなというのは改めて感じたところです。ガイドライン的なものなのか、かなり詳細なものを想定しているのか、どの辺りを想定しているのでしょうか。

【入札監理課長】

今の話を聞いただけでもかなり幅広く、金額も開きがあるということを考えるとなかなか一つの要綱で定めるのは難しいのかなと思います。それぞれの金額や中身、主旨、いろいろな面でメリット、デメリットがあるかと思しますのでその辺を整理したうえで最小限の形でまとめますが、幅をもたせて、弾力的に運用できるものが必要になるのかなと思います。それが監査委員会の方のご要望にそったものかはわかりませんが、案をつくって中で検討したいなと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

その時に、他の都道府県がどういう状況、どういったルールをつくっているのか調べられればお願いしたいと思います。

様々な案件があつて、様々な方法で実施している状況ですね。それでいいのかと言われると、そうではなくて、何らかのガイドライン、ルールが必要だとは感じるのですけれどもそれを作るのはなかなか大変だなと感じました。

他、よろしいでしょうか。

それでは各委員の意見交換に移ります。どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

それでは、その他に移ります。委員の皆様から何かございますでしょうか。

【高島委員】

資料5の話の際に、資本関係・人的関係の取扱いについて、17年度に作成し、19年度に取扱いの規定がなくなったとの話がありまして、議事録的にはなくした経緯について残っていないと伺ったのですけれども、あつたものがゼロになるのは大きなことかと思ひます。推察でもかまいませんので、どういったことで消えたと考えられますか。

【入札監理課主幹】

平成19年度に入札制度の改革ということで、大きく入札制度を変えた経過があるのですが、それを導入した際に、発注者の恣意的な部分を極力排除する必要があつたということを知っております。それで、応札したいと考える企業が自由に参加できる環境が必要であるとして、入札参加条件を原則、格付等級と地域要件の2点に限定をした。高度な技術を要する工事のみ企業の実績を要件に設定するというのをベースにして進められてきたというところを確認しております。

【伊藤（宏）委員長】

要するに指名競争入札の制度があつて、汚職事件が起こつて、指名競争入札はやめましようということになったときに、この制度も一緒になくなったという理解でよろしいですか。

【入札監理課主幹】

そういった経緯を踏まえまして発注者の恣意性を極力排除するというので、参加条件を極力限定するというところになったということでございます。

【伊藤（宏）委員長】

やろうと思えば業者の方だつて、関係する業者をいくつか入札させて、いろいろなレベルの金額を入れ込めば、1者入札よりも当たる可能性は高いということをしてできないことはないですね。ただ、福島県でそれがあつるかということなかなか難しいし、今回の地域

の守り手育成方式ではそういったことはあり得ないですね。業務委託の方はあるかもしれないという感じですけども。

汚職事件があって、指名競争入札は行わない、一般競争入札においても県側はあまり関わらず、自由競争に任せるといふことでの制度かなと推測できます。

その当時は入札制度等監視委員会の前の委員会だったのでしょうか。

【入札監理課主幹】

入札制度等監視委員会の前の委員会の議事を確認しております。

【伊藤（宏）委員長】

私の聞いている範囲では、他の自治体でも入札監視委員会、またはそれらに類するものがあるのですが、この委員会は入札「制度等」監視委員会、制度という言葉が入っていますね。それは単に様々な入札結果について検証しましょうというだけではなくて、それを取り巻く制度そのものについて、この委員会で議論しましょうねということがあったので、この委員会の名前に「制度等」という言葉が入ったと聞いております。

【入札監理課長】

入札制度等監視委員会の前に、汚職事件があって、入札制度検証委員会というのがありました。さらにその前は入札監視委員会というのがありまして、監視委員会と制度検証委員会が合体して制度等監視委員会となった経緯がございます。

【伊藤（宏）委員長】

他でございますでしょうか。

ないようですので、事務局から何かありましたらお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

本日は放送設備のトラブルがございまして、時間もだいぶ延長してしまい申し訳ありませんでした。

事務局からご連絡でございます。

次回の委員会は12月2日に開催いたします。建設業関係団体等の意見聴取になりますので、可能な限り御出席をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第82回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。